	……（その内訳を記載）				
	……				
51	Tier２資本に係る基礎項目の額　(チ)				
Tier２資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier２資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等のTier２資本調達手段の額				
55	その他金融機関等のTier２資本調達手段の額				
	経過措置によりTier２資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
57	Tier２資本に係る調整項目の額　(リ)				
Tier２資本					
58	Tier２資本の額 ((チ)－(リ))　(ヌ)				
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト)＋(ヌ))　(ル)				
リスク・アセット　(5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
60	リスク・アセットの額の合計額　(ヲ)				
自己資本比率					
61	普通出資等Tier１比率 ((ハ)／(ヲ))				
62	Tier１比率 ((ト)／(ヲ))				
63	総自己資本比率 ((ル)／(ヲ))				

調整項目に係る参考事項　(6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　(7)					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項　(8)					
82	適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。